

第二次世界大戦中の主な関連文書等(抜粋)

1941年4月 日ソ中立条約 (1941年4月13日署名, 同月25日発効。1946年4月24日まで5年間有効。)

第一条 両締約国は両国間に平和及友好の関係を維持し相互に他方締約国の領土の保全及不可侵を尊重すべきことを約す

第二条 締約国の一方が一又は二以上の第三国より軍事行動の対象と為る場合には他方締約国は該紛争の全期間中中立を守らるべし

第三条 本条約は両締約国に於て其の批准を了したる日より実施せらるべく且五年の期間効力を有すべし 両締約国の何れの一方向も右期間満了の一年前に本条約の廃棄を通告せざるときは本条約は次の五年間自動的に延長せられたるものと認められるべし

1941年8月 大西洋憲章 (ルーズヴェルト米大統領及びチャーチル英首相署名。同月14日公表。ソ連は9月24日参加表明。翌年1月1日の連合軍共同宣言で米英ソを含む26か国が明示的に賛意を表明。1945年までに計47か国が同宣言に署名。)

一 両国は領土的其の他の増大を求めず。

二 両国は関係国民の自由に表明せる希望と一致せざる領土の変更の行わるることを欲せず。

1943年11月27日 カイロ宣言 (ルーズヴェルト米大統領, 蔣介石・中華民国大元帥及びチャーチル英首相署名。)

右同盟国(注:米英中)は自国の為に何等の利得をも欲求するものに非ず又領土拡張の何等の念をも有するものに非ず(中略)日本国は又暴力及貪欲に依り日本国が略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし

1945年2月11日 ヤルタ協定 (スターリン・ソ連共産党書記長, ルーズヴェルト米大統領及びチャーチル英首相署名。本協定は1946年2月まで秘密にされていた。)

二 1904年の日本国の背信的攻撃により侵害されたロシアの旧権利が次のとおり回復されること。

(a)樺太の南部及びこれに隣接するすべての諸島がソヴィエト連邦に返還されること。

三 千島列島がソヴィエト連邦に引き渡されること。

1945年7月26日 ポツダム宣言 (米英中首脳署名。1945年8月8日, ソ連も加入。)

八 「カイロ」宣言の条項は履行せらるべく又日本国の主権は本州, 北海道, 九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし